

5分で
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与マガジン

2016年
10月号

CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

「おひとりさま」の相続人は90歳の母！
相続税負担を考えた解決策は？ 後編

今からできる相続対策 3ページ

「おひとりさま」の相続対策は遺言が不可欠！

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

仲が悪い兄や面識がない甥、姪に
相続させないためにはどうすればいい？

数字で見る相続

1万8,568件

「1万8,568件」とは、裁判所の統計年報による平成27年度「家事審判・調停事件の事件別新受件数（全家庭裁判所）」から、相続財産管理人選任等（相続人不分明）、つまり相続人が存在しなかった件数を指します。

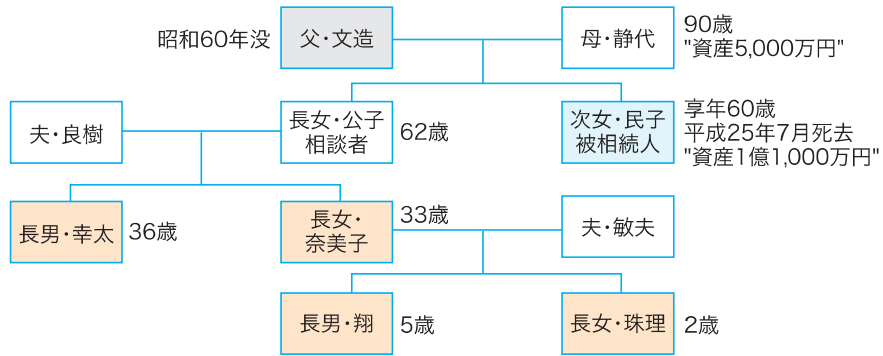
相続人不存在の件数は年々増加傾向にあり、平成18年度の1万1,689件から1.6倍近くまで増えています。

なお、平成27年度の特別縁故者への相続財産の分与件数は1,043件となっています。特別縁故者とは、法定相続人がいない場合に、特別に相続を受ける権利が発生した人を指します。よって、相続財産管理人選任等（相続人不分明）の1万8,568件から、特別縁故者への相続財産の分与1,043件を差し引いた1万7,525件が、相続人不存在として扱われたこととなります。相続人がいない場合、財産は国庫に帰属＝国のものとなります。遺言を残すなどの対策が必要です。

相続・贈与について少しでも関心がある方は、お気軽にご相談ください。

「おひとりさま」の相続人は90歳の母！ 相続税負担を考えた解決策は？

後編



相続税改正前の平成25年のことです。関東の郊外住宅地に住む公子さん(62歳)は、「おひとりさま」の妹・民子さん(享年60歳)の相続税の相談に来ました。民子さんは大学卒業後小学校教員を務め、結婚することなく仕事に打ち込んでいました。定年退職後、第二の人生を送ろうとしていた矢先に急逝。資産は現預金を中心に1億1,000万円ありました。相続人である母・静代さんに相続放棄してもらい、民子さんの財産は公子さんが相続することになりました。

静代さんの相続放棄で、民子さんの財産は、姉の公子さんが相続することになりました。公子さんが負担する相続税は800万円で、1億円超の資産が手元に残りました。続いて、静代さんの相続対策に着手しました。

孫やひ孫への贈与で 相続税負担を削減

静代さんの法定相続人になるのは、長女の公子さんです。5,000万円ある静代さんの資産のうち、基礎控除額以下の現預金3,600万円(=3,000万+600万×1人)を残して、その年の年末に静代さんの孫にあたる幸太さん、奈美子さん、ひ孫にあたる翔さん、珠理さんの4人に350万円ずつ、計1,400万円を贈与しました。孫・ひ孫1人当たりの贈与税は(350万-基礎控除額110万)×15%-控除額10万=26万円。4人分合計で104万円になります。孫、

ひ孫の1人当たりの現金手取り額は、350万-26万=324万円です。

この場合、静代さんから見て孫とひ孫の4人は法定相続人ではなく、静代さんの資産を相続しません。静代さんが4人に贈与してから3年以内に亡くなったとしても、相続税申告の際に贈与した資産は相続財産に加算されません。なおかつ、静代さんの相続の際、公子さんの相続税負担は、課税遺産総額がゼロですので、なくなります。

一方、静代さんから法定相続人の公子さんに贈与し、それから3年以内に静代さんが亡くなった場合、相続税申告の際に贈与した資産が相続財産に加算されてしまうのです。

次女・民子さん→母・静代さん→長女・公子さんの順に相続した場合の相続税負担は、800万+2,940万=3,740万円となります。一方、民子さん→公子さんの相続と、静代さん→孫、ひ孫への贈与ですと、相続税と贈与税は800万+104万=904万円。税負担を4分の1以下に抑えられたのです。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

POINT

- 高齢の親が子供の財産を相続するときは、相続税負担を考えよう
- 孫やひ孫に贈与すると、贈与から3年以内に相続が起きても、相続財産に加算されない

記事提供：相続・贈与相談センター本部
税理士法人エクラコンサルティング

※記事内の名前はすべて仮名。
設定は実話に基づき一部
脚色しています。

「おひとりさま」の相続対策は 遺言が不可欠！

近年は「おひとりさま」の世帯が増えています。それに応じて、おひとりさまの相続も増加傾向にあります。実は、おひとりさまの相続こそ、きちんとした対策が必要です。相続対策として、遺言が最も効果的で不可欠といえるでしょう。

未婚で配偶者と子がいない、おひとりさまが亡くなった場合、財産は誰が相続するのでしょうか？

もし、親がいる場合、財産は親が相続します。両親とも健在ならば、父母が財産をそれぞれ1/2ずつ分割します。父母の片方のみ健在ならば、父または母がすべて相続します。

このケースでは、法定相続人が1～2人と少ない点が問題となります。多額の財産を残した場合、親に大きな相続税負担がかかってしまいます。また、ローンなどの負債や税金の滞納は、できるだけ減らしておくことが望ましいでしょう。

両親がすでに亡くなっており、兄弟姉妹がいる場合、その兄弟姉妹が財産を相続します。もし、兄弟姉妹の中で、すでに亡くなった者がいて、かつその子供(甥、姪)が存在すれば、その甥、姪にも相続権があります。兄弟姉妹と仲が良く、甥や姪とも親交があれば、問題はありません。しかし、兄弟姉妹と不仲だったり、甥や姪と交流や面識がない場合は、自分の意に反した「不本意な相続」を強いられます。前もって遺言を書いておくことをお勧めします。

遺言がないと親しい人や特定の団体には財産が渡らない

もし、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹が一人もいない場合、つまり相続人がゼロのときは、財産は国庫に帰属し、国のものになります。

裁判所が、内縁の妻や生前介護してくれた人を「特別縁故者」として財産分与を認める事例もありますが、財産を他人や社会等に確実に活かしてほしいと考えているのなら、遺言を記しておく必要があります。

たとえば、親友などの親しい人や、介護などでお世話になった人などに、自分の財産を渡したい場合、遺言でその旨を記しておきましょう。「この人に財産を受け取ってほしい」と強く願っていて、常々本人に直接話していたとしても、相続のときに遺言がなければ、その人に財産が渡ることはありません。そのような人は、相続後、裁判所に「特別縁故者」の申請をして、承認を受けるというプロセスを踏む必要があります。

また、社会福祉法人や学校法人、日本赤十字社、ユニセフ等に財産を寄付したい場合や、お寺や神社等で財産を有効に利用してほしいと望んでいる場合も、遺言で明確に記しておかなければなりません。

このように、法定相続人以外の方へ遺言で財産の分与をする事を「遺贈」と言います。遺贈により取得した財産は、相続税の課税対象になります。個人でない法人がもらった際、公益法人でない一般の法人の場合は、法人税がかかる場合があります。

結論として、おひとりさまの相続には、遺言が不可欠です。元気なうちに作成しておきましょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



仲が悪い兄や面識がない甥、姪に相続させないためにはどうすればいい？

Q 私は独身で子供もいません。両親はすでに亡くなっており、親族として兄がいます。しかし、兄とは子供のころから仲が悪く、今では絶縁状態です。また、5年前に亡くなった弟には息子と娘(私にとって甥と姪)がいますが、面識がありません。彼らには相続させたくないのですが、可能でしょうか？

A 兄弟姉妹には遺留分がないので、遺言書を記すことで、財産が渡らなくなります。

配偶者、子供、両親がいない人が亡くなると、財産は兄弟姉妹が相続します。そのうちすでに亡くなっている兄弟姉妹がいる場合、その子に代襲相続権が

あります。

この場合、法定相続人は兄と甥、姪になり、兄が1/2、甥と姪が1/4ずつ相続することになります。たとえ兄弟間の仲が悪くても、面識のない甥、姪であっても、何のアクションを取らないでいると、彼らに財産が渡ってしまいます。

どうしても兄や甥、姪に財産を相続させたくないのなら、必ず遺言書を作成しましょう。親しい特定の人や団体に「全財産を相続させる」と記しておくのです。

通常の相続の場合、どんなに遺言で特定の相続人に遺産を集中させる旨を記しても、配偶者や子供、父母等に関しては、遺言書の内容に関係なく、一定の範囲内で最低限の相続分を保

証しています。これを「遺留分」といいます。遺留分を侵害された相続人は、「遺留分減殺請求権」といって、遺留分に相当する財産を請求できる権利があるのです。

しかし、兄弟姉妹に関しては遺留分という権利そのものが発生しません。したがって、遺言書をきちんと記すだけで、兄や甥、姪が財産を相続することがなくなります。

なお、遺言書は公正証書遺言で作成しましょう。形式的な不備がなく、相続手続きがスムーズにいき、財産に対する思いも十分に伝えられます。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

相続は**経験**と**技術**で
大きな**差**が出る事をご存知ですか？

1. 熟練した相続専門力
相続税申告件数年間100件超えの経験値
2. 正確無比なスピード
相続専門チームによる技術力
3. 分かりやすさ
内容に安心して頂けるご説明・明朗報酬

相続職人集団
凄腕。

相続に特化した税理士法人です。
税理士法人オグリ [名古屋本部]
〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15
名古屋フコク生命ビル6F

相続無料相談実施中！
お問い合わせは
TEL：052-222-1600
(担当：相続部門 小林・浜川)